



山形県公報

平成30年10月23日（火）
第2989号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1019
- 同……………（同）…同

### 公 告

- 平成30年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課）…1020
- 指定管理者の募集……………（教育委員会）…同
- 平成29年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（監査委員）…1021

## 告 示

### 山形県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町沖の原、同町紫山及び新庄市柏木山
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年9月27日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

### 山形県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村清水及び同村合海
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年9月11日から同年12月9日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成30年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年2月6日（水）午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市香澄町一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン山形

### 2 受験手続

受験願書を平成30年11月15日（木）から同月30日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、平成30年11月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。

### 3 その他

詳細については、健康福祉部地域医療対策課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年10月23日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県金峰少年自然の家  
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家
- (2) 所在地 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番1（山形県金峰少年自然の家）  
飽海郡遊佐町菅里字菅野299番（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家）

### 2 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過

しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成30年10月23日（火）から同年12月4日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成30年10月23日（火）から同年12月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年12月4日（火）午後5時15分まで必着とする。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成30年7月から同年9月までに実施した平成29年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月23日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

1 山形県公立大学法人

監査実施年月日 平成30年8月30日

担当監査委員 鈴木 孝、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,053,160,000円 | 基本財産の現在額<br>2,053,160,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 平成30年8月30日

担当監査委員 鈴木 孝、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,797,400,000円 | 基本財産の現在額<br>2,797,400,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 平成30年7月20日

担当監査委員 伊藤 重成、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額           | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10,205,772,307円 | 基本財産の現在額<br>17,230,662,678円<br>県の出資割合 59.2% | 地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                  | 補助等対象事業費    | 補助等の金額         | 補助等の目的                                           |
|-------------------------|-------------|----------------|--------------------------------------------------|
| 山形県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 | 5,499,929円  | 5,000,000円     | 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が行うがん診療連携拠点病院機能強化事業に対し補助する。 |
| 山形県看護師等キャリアアップ支援事業費補助金  | 8,397,932円  | 2,000,000円     | 認定看護師教育課程受講に要する経費に対し補助する。                        |
| 山形県女性医師就労環境改善事業補助金      | 7,552,650円  | 3,776,000円     | 女性医師の離職防止や再就業の促進等を図る事業に対し補助する。                   |
| 山形県小児救急医療支援事業費補助金       | 2,000,354円  | 1,333,000円     | 小児救急医療に係る休日又は夜間の診療体制を整える事業に要する経費に対し補助する。         |
| 山形県産科医等確保支援事業費補助金       | 4,760,000円  | 1,170,000円     | 分娩を取り扱う産科医等の処遇改善を図る事業に要する経費に対し補助する。              |
| 山形県日中一時支援事業運営費補助金       | 51,389,952円 | 2,007,000円     | NICU等入院児等の一時受入れを行う医療機関に対し補助する。                   |
| 山形県・酒田市病院機構運営費負担金       | —           | 1,600,614,000円 | 政策医療、病院の施設整備等に対する運営費の負担                          |

|       |   |              |                                         |
|-------|---|--------------|-----------------------------------------|
| 長期借入金 | — | 116,200,000円 | 日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の一般改修に必要な貸付け   |
| 長期借入金 | — | 289,500,000円 | 日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の医療機器整備に必要な貸付け |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 4 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 平成30年8月30日

担当監査委員 伊藤 重成、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                                 |
|--------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 158,080,000円 | 基本財産の現在額<br>293,110,000円<br>県の出資割合 53.9% | 中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称         | 借入金残高        | 補償期間                          | 補助等の目的             |
|----------------|--------------|-------------------------------|--------------------|
| 設備貸与事業会計（損失補償） | 24,526,000円  | 平成25年4月17日<br>～<br>平成33年3月31日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業会計（損失補償） | 18,516,000円  | 平成26年4月1日<br>～<br>平成32年3月31日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業会計（損失補償） | 127,424,000円 | 平成27年4月1日<br>～<br>平成38年10月22日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業会計（損失補償） | 77,161,000円  | 平成28年4月1日<br>～<br>平成39年12月25日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業会計（損失補償） | 184,500,000円 | 平成29年4月3日<br>～<br>平成40年9月25日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 5 山形県信用保証協会

監査実施年月日 平成30年7月24日

担当監査委員 鈴木 孝、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称               | 補助等対象事業費   | 補助等の金額                         | 補助等の目的                                       |
|----------------------|------------|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 山形県信用保証協会保証料補給補助金    | —          | 446,000,000円                   | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |
| 山形県信用保証協会保証料補給特別補助金  | —          | 17,670,000円                    | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |
| 補助等の名称               | 損失補償の対象額   | 補償期間                           | 補助等の目的                                       |
| 山形県商工業振興資金融資制度（損失補償） | 8,757,000円 | 平成16年6月21日<br>～<br>平成32年10月15日 | 中小企業再生支援資金                                   |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 6 公益社団法人山形県観光物産協会

監査実施年月日 平成30年7月24日

担当監査委員 武田 一夫

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名       | 29年度管理経費等   | 指定期間                         | 業務の内容                       |
|-------------|-------------|------------------------------|-----------------------------|
| 山形県観光情報センター | 37,046,000円 | 平成27年4月1日<br>～<br>平成30年3月31日 | 観光情報センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                | 補助等対象事業費     | 補助等の金額      | 補助等の目的                                       |
|-----------------------|--------------|-------------|----------------------------------------------|
| 山形県観光物産協会運営費補助金       | 100,152,911円 | 62,404,666円 | 県の観光と物産事業の振興、国際観光の振興及び観光施設の整備運営を図る経費に対し補助する。 |
| 山形県インバウンド誘客活動支援事業費補助金 | 8,855,838円   | 4,867,000円  | 本県への外国人観光客の誘客拡大を図る経費に対し補助する。                 |
| 山形県韓国戦略的情報発信事業費補助金    | 6,223,000円   | 6,223,000円  | 韓国における観光誘客、県産品輸出拡大に向けた情報収集、情報発信を図る経費に対し補助する。 |
| 山形県ロケ誘致促進事業費補助金       | 20,180,068円  | 20,180,000円 | 県内における映画等のロケーション撮影の誘致を図る経費に対し補助する。           |
| 山形県地域資源活用交流促進事業費補助金   | 20,090,000円  | 15,090,000円 | 本県ゆかりの戦国武将をモチーフに歴史、文化、物産の情報発信を図る経費に対し補助する。   |

| 補助等の名称                                                  | 借入金残高          | 補償期間                          | 補助等の目的                                             |
|---------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------|----------------------------------------------------|
| 公益社団法人山形県観光物産協会が実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付事業に伴う資金融資（損失補償） | 5,466,408,303円 | 平成30年3月30日<br>～<br>平成31年3月31日 | 公益社団法人山形県観光物産協会がJR東日本に対し実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付資金 |

## (2) 監査の結果

## イ 注意事項

実績報告書の内容に誤りがある。

## 7 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 平成30年8月30日

担当監査委員 伊藤 重成、加藤 香

## (1) 監査事項

## イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                                                                                           |
|--------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 873,429,812円 | 基本財産の現在額<br>2,007,764,108円<br>県の出資割合 43.5% | 農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。 |

## ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称            | 借入金残高        | 補償期間                          | 補助等の目的                    |
|-------------------|--------------|-------------------------------|---------------------------|
| 農地保有合理化事業資金（損失補償） | 129,772,500円 | 平成21年5月12日<br>～<br>平成34年1月29日 | 農用地の買入れ、借入れ及び農業用機械の借入れ等資金 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 8 公益財団法人山形県林業公社

監査実施年月日 平成30年7月24日

担当監査委員 武田 一夫

## (1) 監査事項

## イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10,000,000円 | 基本財産の現在額<br>10,000,000円<br>県の出資割合 100% | 森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源涵養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。 |

## ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                | 補助等対象事業費       | 補助等の金額          | 補助等の目的                                   |
|-----------------------|----------------|-----------------|------------------------------------------|
| 山形県森林施業支援事業費補助金       | 106,965,360円   | 78,500,665円     | 森林資源の培養と保続を図る環境保全直接支援事業（除間伐、枝打等）に対し補助する。 |
| 山形県合板・製材生産性強化対策事業費補助金 | 54,550,800円    | 37,995,000円     | 木材加工流通施設等の整備及び間伐材の生産並びに森林作業道整備に対し補助する。   |
| 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金   | 25,838,766円    | 25,838,766円     | 日本政策金融公庫からの借入金利子の一部に対し補助する。              |
| 公益財団法人山形県林業公社事業資金     | —              | 20,954,409,845円 | 林業公社が行う森林の保育及び伐採等に必要資金の貸付                |
| 補助等の名称                | 借入金残高          | 補償期間            | 補助等の目的                                   |
| 林業基盤整備資金（損失補償）        | 4,447,393,000円 | 50年、55年         | 分収林事業（造林用）資金（有利子貸付）                      |
| 森林整備活性化資金（損失補償）       | 1,605,832,600円 | 15年、30年         | 分収林事業（造林用）資金（無利子貸付）                      |
| 分収林機能高度化資金（損失補償）      | 427,472,424円   | 20年             | 林業経営維持資金                                 |
| 借換資金（損失補償）            | 2,009,290,182円 | 38年             | 日本政策金融公庫からの借換資金（市中銀行）                    |
| 林業経営安定資金（損失補償）        | 1,168,830,490円 | 19年～35年         | 林業経営維持・施業転換資金                            |
| 利用間伐推進資金（損失補償）        | 10,600,000円    | 15年             | 森林整備及び償還円滑化資金                            |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 山形県土地開発公社

監査実施年月日 平成30年8月30日

担当監査委員 鈴木 孝、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                               |
|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>30,000,000円<br>県の出資割合 100% | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 山形県道路公社

監査実施年月日 平成30年7月24日

担当監査委員 鈴木 孝、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況



| 県の出資額        | 基本財産の状況                                 | 団 体 の 目 的                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 366,000,000円 | 基本財産の現在額<br>366,000,000円<br>県の出資割合 100% | 山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 |

ロ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名             | 借入金残高       | 保証期間                         | 借入金の使途       |
|------------------|-------------|------------------------------|--------------|
| 山形駅西口駐車場建設<br>資金 | 69,372,857円 | 平成11年7月8日<br>～<br>平成32年3月20日 | 山形駅西口駐車場の建設費 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 山形ジェイアール直行特急保有株式会社

監査実施年月日 平成30年9月3日

担当監査委員 鈴木 孝、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 4,600,000,000円 | 基本財産の現在額<br>10,200,000,000円<br>県の出資割合 45.1% | 山形新幹線の鉄道車両の貸付、鉄道施設の改良工事及びその施設の貸付並びに付帯関連する事業を実施し、もって在来線の活性化と地域の振興・発展に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

平成30年10月23日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年10月23日発行 発行人 山 形 県